

成田幼稚園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	学校法人成田山教育財団
事業者の所在地	千葉県成田市幸町 446 番の 1
事業者の連絡先	電話番号 0476(24)0474
代表者氏名	理事長 矢板秀臣

(2) 本園の概要

種別	幼稚園				
名称	成田幼稚園				
所在地	千葉県成田市上町 633-2				
連絡先	電話番号 0476(22)0059 F A X 番号 0476(24)0622				
施設長氏名	園長 山口彰郎				
開設年月日	創立 明治 38 年 6 月 1 日 認可年月日 昭和 26 年 1 月 19 日				
利用定員	(1号)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		45人	45人	45人	135人
目的・保育理念・概要	<p><目的></p> <p>学校教育法に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする</p> <p><保育理念></p> <p>本園は、大本山成田山新勝寺の仏教理念に基づく建学精神のもと、人が初めて出会う教育としての幼児教育が人格形成にいかに重要であるかを認識し恵まれた環境の中で心身の健全なる成長と善良なる習慣を習得することを目的として、智・徳・体の調和のとれた明るく心豊かな成長を促す保育に専念しております。</p>				

	<p>< 概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園資格 本園に入園できるものは満 3 歳から小学校就学始期に達するまでの幼児とする ・ 保育年限 本園の保育年限は 1 年、2 年、3 年、及び 4 年未満とする ・ 学期 本園では 1 年を 3 学期に分ける
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 施設の概要

敷地	園舎敷地	9,815.76 m ²
	園庭	4,665.10 m ²
	その他	5,150.66 m ²
園舎	構造	(R C 構造 2 階建て)
	延べ	2,936.335 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	13 室	満 3 歳児クラス：1 室 3 歳児クラス：2 室 4 歳児クラス：2 室 5 歳児クラス：2 室 預かり保育室：1 室 特別教室：1 室 (空き教室 4 室：課外教室利用等)
遊戯室	1 室	
ホール	1 室	
会議室	1 室	
職員室 (兼静養室)	1 室	

(5) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
教頭	1 人	1 人	0 人	
主任教諭	1 人	1 人	0 人	
教諭	8 人	8 人	0 人	
保育補助	4 人	0 人	4 人	
事務職員	3 人	3 人	0 人	
外来講師				体育・音楽・英語・書道

※上記職員の員数は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

(6) 特定教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9:00～14:00 (5時間)
預かり保育	保育時間	朝：7:15～8:30 夕：14:00～19:00
休業日	1, 国民の祝日に関する法律に規定する日	
	2, 土曜日・日曜日・祝日	
	3, 千葉県民の日 4, 創立記念日	
	5, 夏季休業 6, 冬季休業 7, 春季休業	
	8, その他園長が必要と認めたとき	

(7) 利用料等 納入金

上乗せ徴収	施設充実費	入園時	60,000 円
	施設設備費	毎月	2,500 円
実費徴収	給食代：希望者 8月除く	毎月	3,500 円
	バス代：希望者 8月除く	毎月	5,000 円
	個人持ちの保育用品		実費

	遠足代		実費
	ピアノ代：(年少)		実費
	卒園積立金：(年長)		実費
	特別教育費：(年少)	年 1 回	5,000 円
	特別教育費：(年中)	年 1 回	15,000 円
	特別教育費：(年長)	年 1 回	20,000 円
預かり保育に係る費用	◎平常保育日 早朝預かり保育 7：15～ 8：30 保育後預かり保育 14：00～19：00 ◎長期休暇中 7：15～ 8：30 8：30～19：00	早朝 1 回当り 30 分毎 早朝 1 回当り 30 分毎	300 円 100 円 300 円 150 円
P T A 会費	入会費	入園時	3,000 円
	月会費	毎 月	1,000 円

※1, 上記納付金は、所定の期日までに納入して下さい。

※2, 入園手続き時に納付された入園金（施設充実費）については入園を辞退した場合でも返還致しません。

※3, 欠席による保育料等の返還はありません。休園・特定曜日のみを通園または月の途中での入退園の場合も原則として全額納付して頂きます。

※4, 消費税増税や国の動向等により料金の値上げや金額を変更する場合がございます。在園中に納入金の改定があった場合は新納入金の適用となります。

※5, 年度途中の入園の場合も特別教育費を全額納入して頂きます。

(8) 支払方法

入園料（施設充実費）：入園決定時に幼稚園が指定した口座に振込み

施設設備費・給食代・バス代・P T A 会費：口座振替による支払い：支払日…毎月 10 日

(その他の実費や預かり保育等の料金：請求書発行・指定の期日までに納付書等による支払い)

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（健康、人間関係、環境、言語、表現）等のねらいが達成されるように、園児の心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します。

<各学年のねらい>

満3歳児：園生活に慣れ保育者や友達と安心して過ごし身のまわりの事を自分の力で取り組む。

年少：保育者や友達と関わりながらよく遊び園生活に慣れ基本的な生活習慣を身につける。

年中：多くの友達と繋がりを広げ色々な事柄に興味関心を持ち意欲的に取り組む。

年長：気持ちを伝えあいながら友達と協力し自信を持って集団生活を送り充実感を味わう。

<外来指導>

専門講師を招いて特別教育を提供します。

◎体育…毎週木曜日又は金曜日（全学年対象）

◎音楽…毎月2～5回程度（全学年対象）

◎英語…毎月1回程度（年長・年中組対象）

◎書道…毎月2回程度（年長組対象）

<給食> 外部委託 委託業者 (株) 幼稚園給食 龍ヶ崎市市川原代町 3997-1

希望者のみ

月・水・金曜日（火・木曜日はお弁当持参）

※乳・卵・甲殻類アレルギー対応の除去食があります。

※年間申込となります。

※欠席による給食代の返還はありません。休園・特定曜日だけの通園・月の途中での入退園の場合も原則として全額納付して頂きます。

<バス通園>

希望者のみ 通常保育日に運行（天候・園の行事により運休することがあります）

※年間申込となります。

※欠席によるバス代の返還はありません。休園・特定曜日だけの通園・月の途中での入退園の場合も原則として全額納付して頂きます。

(10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	始業式 入園式 花まつり 学級懇談会
5 月	こどもの日のお祝い 健康診断
6 月	創立記念日 避難訓練 ジャガイモ掘り プール開き
7 月	成田祇園祭屋台引き廻し（年長組） 保育参観と学級懇談会 終業式 お楽しみ会（年中組・年少組・りんご組）お泊り会（年長組）
8 月	夏休み
9 月	始業式 避難訓練 親子コンサート（年長組）
10 月	運動会 遠足（年長組・年中組） 親子遠足（年少組）
11 月	
12 月	成道会発表会 伝統文化体験（模擬おもちつき） 終業式
1 月	始業式
2 月	節分会 涅槃会 保育参観 学級懇談会 お別れ会 卒園を祝う会（年長組）
3 月	成田山御礼参拝 卒園式（年長組） 修了式

※毎月誕生会を行っております。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	施設の管理者が定めた選考方法による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から退園の申し出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<p>◎成田幼稚園の方針にご理解・ご賛同・ご協力頂きご入園ください。 入園については園長の許可を要します。</p> <p>【入園手続き】 入園志望者は所定の申込書に必要事項を記入し、検査料（3,000円）を添えて園長に提出する必要があります。</p> <p>【入園選考】</p> <p>(1)本園は、本園の入園資格を満たすお子様より入園について申し込みがあった時は、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じます。</p>

(2)本園は、次のいずれかに該当する場合には本園の入園を拒む事が出来る事とします。

ア 利用定員に空きがない場合

イ 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

ウ 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、
本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

エ 本園の運営方針に賛同協力を得られず、本園に対して著しい
不満を表わす言動がなされた場合

(イ、の場合は次の方法により選考する)

面接等により当園の教育理念に基づき決定する方法

◎心身の発達でお子様に対し専任の教員を配置または特別設備を
配置しなければ保育活動が出来ないと思われるような場合、入園に
ついて可能かどうかを検討させていただく事があります。

ご心配な方は事前にご相談ください。

【利用手続】

入園内定者は、本園の利用開始にあたり市区町村より支給認定を
受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる
契約を結ぶものとします。

【退園・休園】

(1)退園又は休園しようとするお子様は、その理由を記して
保護者から園長に願い出る事とします。(休園期間は3か月以上
1年未満とする)

休園の場合でも利用料は納入して頂きます。

(2)他の園児に影響を及ぼす恐れのあるお子様は、退園又は休園
させることがあります。

(3)園の教育に理解・協力が得られない場合など、園長が園の
運営上必要と判断した場合は、そのお子様を退園させることが
あります。

	<p>【就学時の指導要録送付】</p> <p>学校教育法施行規則第24条に基づき指導要録を作成し 転園・進学時に転園進学先に送付します。</p> <p>【修了】</p> <p>園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは 修了証書を授与します。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(12) 嘱託医

嘱託内科医・耳鼻科医

医療機関の名称	医療法人鳳生会 成田病院
医院長名	理事長 藤崎 康人
所在地	〒286-0845 千葉県成田市押畑 896 番地
電話番号	0476-22-1500

嘱託歯科医

医療機関の名称	諸岡歯科歯列矯正クリニック
医院長名	諸岡 治
所在地	〒286-0028 千葉県成田市幸町 905
電話番号	0476-22-2146

嘱託眼科医

医療機関の名称	みさと眼科クリニック
医院長名	土井 靖子
所在地	〒286-0013 千葉県成田市美郷台 1-15-1
電話番号	0476-24-1146

嘱託薬剤師

医療機関の名称	木内薬局
薬剤師名	中條 邦子
所在地	〒286-0025 千葉県成田市東町 775-1
電話番号	0476-23-0487

(13) 緊急時における対応方法

<p>(1) 特定教育・保育の提供中にお子様に体調の急変などがあった場合、すみやかにお子様の保護者又は緊急連絡先その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>(2) 本園は、事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、振り返りを行い再発防止のための対策を講じます。</p> <p>(3) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知します。</p> <p><災害発生時の対応></p> <ul style="list-style-type: none">●保育中に地震・火災等の災害が発生した場合は、状況に応じて幼稚園内または指示された場所へ避難します。お子様を保護者に引き渡すまでの間は保護します。 <p>【警戒宣言が発令された場合】 警戒宣言とは・・・大規模地震対策特別処置法に基づき行われる地震予知で、異常が確認された場合、被害を最小限に抑える為に発令される宣言。</p> <ul style="list-style-type: none">●登園前に発令された場合は、休園とします。●保育中に発令された場合は、直ちに非常体制に入ります。 <p>【災害が発生した場合】</p> <ul style="list-style-type: none">●登園前に災害が発生した場合は、休園とします。

【管轄する消防署】

消防署名	成田消防署
所在地	千葉県成田市花崎町 760
電話番号	0476-20-1594

【管轄する警察署】

警察署名	成田警察署
所在地	千葉県成田市加良部 3-5
電話番号	0476-27-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	山口彰郎
消防計画届年月日	令和5年8月31日
避難訓練	本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に毎年2回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。
防災設備	消火器・誘導灯・感知器（熱、煙）・火災報知器・非常通報設備・防火扉を備えています。
避難場所	成田小学校
緊急時の連絡手段	緊急連絡メール（セコムメール）・ホームページでの情報提供 等

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	澤田 梓	教 頭
相談・苦情解決責任者	山口 彰郎	園 長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受け付けた場合には適切に対応し改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受け付けた場合には要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には必要な改善を行い市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	加入園賠償責任保険 全日私幼連保険制度（東京海上日動火災保険）
保険の内容	対人賠償
保険金額	1事故につき最大4億円、1名につき最大1億円

保険の種類	障害総合保険 AIG 損保
保険の内容	被保険者 全園児 対人賠償
保険金額	死亡・後遺障害保険金額（本人）52,5万円 障害医療費用 10万円

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害給付制度（幼稚園管理下に遭った不慮の災害）
保険金額	医療費・障害見舞金等 給付制度の示す額

（１７）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（１）守秘義務

本園及び教職員は、業務上知り得た園児及びご家族の情報を正当な理由なくして第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は園児が幼稚園を卒園した後も継続します。

（２）個人情報の第三者提供

ア 本園は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び文部科学省が策定した「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

イ 本園及び教職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に開示しません。

ウ この秘密を保持する義務は契約が終了した後においても継続します。

エ 本園は、教職員に業務上知り得た園児又はその家族の秘密を保持させるため教職員である期間及び教職員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、教職員の就業規則の内容とします。

<個人情報の取り扱いに関する開示・訂正・利用停止等について>

（１）本園は、保護者がその子ども、その家庭及び自身の個人情報の開示・訂正・利用停止・削除を求める権利を有していることを十分に認識しこれらの要求がある場合には法令に従い速やかに対応します。なお、苦情等についても適正に対応します。

（２）個人情報を開示する際には、本人（保護者）確認のため免許証等の身分証を確認します。

2. その他の事項

【危機管理について】

成田幼稚園では、大切なお子様を安全にお預かりするために安全管理には十分配慮しお子様が楽しい幼稚園生活を過ごせるよう万全の体制で日々の保育に臨んでおります。天災（地震・水害）・火災に備え次の事を実施しています。

★緊急メール配信

★非常通報体制

①110番通報装置

（成田幼稚園→成田警察署 ①ボタンによる通報 ②通報連絡 ③警察官による確認・対処）

②非常通報装置

（侵入警報による通報又は非常ボタンによる警報→

成田空港警備株式会社→パトロール車輛にて現場急行→必要に応じた処置を行う）

★防犯カメラ設置

★AED設置

★不審者の侵入を防ぐための幼稚園の開門時間の設定

★非常食・飲料水の備蓄

【虐待の防止のための措置】

（1）本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

ア 人権の擁護・虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

イ 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

エ その他虐待防止のために必要な措置

※児童虐待とは児童虐待の防止等に関する法律により保護者がその監護する児童について次に掲げる行為をいいます。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童を介してわいせつな行為をさせること。
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 本園は、保育の提供中に本園の職員又は養育者（家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われるお子様を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律第5条の規定に従い市子育て支援課・児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

【写真掲載について】

ホームページ等インターネット上やパンフレットなどの印刷物に、お子様の幼稚園での様子などを掲載することがあります。在園児や未就園児の保護者の皆様に幅広く当園の子ども達の様子や保育内容を知って頂くためホームページ上にお子様の姿が掲載される事があるかもしれません。写真掲載を拒否することは可能です。改めて同意書の提出をお願いしています。

【損害賠償について】

(1) 本園において、本園の責任により園児に生じた損害について本園は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について園児・保護者側に故意又は過失が認められる場合において本園は免責されるものとし、また園児の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには本園の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 本園は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には本園は損害賠償責任を免れます。

ア 保護者が、契約締結に際し園児の心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

イ 園児の急激な体調の変化等、本園の保育内容を原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

ウ 園児が、本園もしくは教職員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

【本園の利用に際しての留意事項】

- (1) 在園中は園の規則に従い、お子様がスムーズな園生活が送れるようご協力ください。
- (2) 在園中に保育のカリキュラムや行事の内容、園の規則などの改定があった場合は新規定に従っていただきます。変更内容については書面や口頭にてお知らせすることがあります。
- (3) 以下に該当した場合、園長はその園児を退園させることができます。
 - ア 保護者が園の教育・保育に理解・協力されない場合
 - イ お子様の発達等について、外部専門機関への相談・受診を園から依頼しても応じていただけない場合
 - ウ お子様の発達や特性に応じ、通園方法、日数、時間等を園から提案しても応じていただけない場合
 - エ その他、家庭と協力し合ってお子様の成長を支えていくことが難しいと園が判断した場合